

## 対象とする道路の選定基準

### 1 基本的な考え方

東京都は昭和37、38年及び昭和59年の2回にわたり、通称道路名を設定して公告した。その後、新設や延伸等により、新たな設定が必要な道路及び起終点又は途中通過点に変更された道路が生じている。そのため、通称道路名の新規設定及び既設定の道路の起終点等の変更を行い、都民をはじめとする利用者や観光客の交通の利便を図るとともに、災害時の避難や緊急輸送に役立てる。

### 2 選定基準

#### 1. 新規設定道路

(1) 国道又は次のいずれにも該当する都道であること。

① 都市計画道路として整備されているか、今後整備される見込みの道路。

② 2以上の区市町村にわたる交通上重要な道路であって、既設道路と結び道路網として一体性を有する、概ね5km以上にわたる道路。

(2) 上記のほか、都民生活や観光にとって重要な意義を有する道路。

#### 2. 既設定道路について改定を行うもの

(1) 新設又は延伸された道路のうち、次に該当する道路であること。

① 起・終点変更があり、既設道路の一部として一般に考えられている道路。

② バイパス整備等により、路線として経路変更の必要がある道路。

(2) 上記には該当しないが、交通の実態に鑑み、特に改定が必要と思われる道路。

#### 3. その他

(1) 既に通称道路名が設定されている道路については、その名称が親しまれ、広く地図情報や交通情報に利用されていることから、原則として対象としない。

(2) 対象道路の選定に際しては、地元区市町村に照会を行い、その意見を参考にして検討を行う。

## 通称名選定の基準

### 1 基本的な考え方

選定すべき道路は、いずれも交通及び観光にとっての重要な道路であり、通称道路名設定の目的を達成するため、一般にわかりやすく、親しみやすい名称とすることを原則とする。

また、通称道路名を設定していない道路のうち、すでに地域において歴史的な由来を持ち、事実上用いられている名称を持つ道路があるが、これについては、地元区市町村の意見を参考にしながら、極力尊重する。

### 2 選定の基準

- (1) ○○道路または○○通りとすることを原則とし、○○線という名称は、鉄道の路線名と混同されやすいので、用いないこと。
- (2) ○○街道という名称は、歴史的に由緒あり、現在一般に広く知れ渡っているものを除き、使用しないこと。
- (3) 数字などによる、統一的な通称名をつけることは、道路法による路線名と混乱を生ずる恐れがあるため、用いないこと。
- (4) 特定町名は、町名が変更された場合、混乱を生じさせるため、できるだけ用いないこと。
- (5) 人名および建築物名は、歴史的文化的に特に意義があるもの以外は用いないこと。
- (6) 比較的長距離の道路は、場合により、鉄道や幹線道路などの明白な境界線をもって両分し、それぞれ命名する方針をとること。
- (7) 外国人向けにローマ字で通称名を表す場合を考慮し、長い通称名はできるだけ用いないこと。
- (8) ラジオ・テレビ放送による道路交通情報等に使用されることを考慮し、読みやすく、聴き取りやすい名称とすること。